

「先端設備等導入計画」（中小企業等経営強化法）

に基づき取得した課税標準の特例について（令和5年3月31日 取得時点）

中小企業等経営強化法に基づいて、「先端設備等導入計画（以下、導入計画）」を作成し、熊本市（経済政策課）の認定を受けることで、地方税法の規定による固定資産税（償却資産）の課税標準の特例措置が受けられます。（地方税法旧附則64条）

1 対象者

導入計画の認定を受けた中小企業者のうち、以下の条件を満たす者（大企業の子会社を除く）

- ・ 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金または出資金を有しない法人で、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

2 適用期間

以下の期間に、本市から認定を受けた先端設備導入計画に基づき取得した一定の設備・事業用家屋が対象となります。

- ・ 事業用家屋及び構築物 令和2年（2020年）4月30日～令和5年（2023）年3月31日
- ・ それ以外 平成30年（2018年）6月6日～令和5年（2023）年3月31日

3 対象設備

導入計画の認定を受け新規取得した設備のうち、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する以下の設備

設備の種類	最低取得価格	販売開始時期
機械及び装置	160万円以上	10年以内
工具（測定工具・検査工具）	30万円以上	5年以内
器具及び備品	30万円以上	6年以内
建物付属設備	60万円以上	14年以内
構築物	120万以上	14年以内

※生産、販売活動等の用に直接供されるものであること。

※中古資産でないこと。

※建物付属設備については、償却資産として課税されるものに限る。

【事業用家屋】以下の要件4つを満たすもの

- ・ 要件① 取得価格が120万以上であること
- ・ 要件② 生産、販売活動等に直接使用する家屋であること
- ・ 要件③ 先端設備（取得価格300万以上に限る）を稼働するために取得したものであること。
- ・ 要件④ 新築であること

2 特例率

固定資産税の課税標準額が、**3年間ゼロ**になります。

3 提出資料

- ・ 先端設備等導入計画の認定申請書(写)
- ・ 先端設備等導入計画の認定書(写)
- ・ 工業会等による仕様書等証明書(写)
- ・ 先端設備等に係る誓約書(様式第23) (※認定後に工業会証明書を取得した場合に必要)

※リース資産でリース会社が申告する場合に必要な追加書類

- ・ リース契約書(写)
- ・ リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書

4、お問合せ先 096-328-2195 (熊本市役所 固定資産税課)